

令和8年度

最上川下流左岸農業水利事業

毒蛇排水路補修（その11）工事

特 別 仕 様 書

東北農政局 最上川下流左岸農業水利事業所

第1章 総則

最上川下流左岸農業水利事業 毒蛇排水路補修（その11）工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営最上川下流左岸土地改良事業計画に基づき、毒蛇排水路補修を行うものである。

2. 工事場所

山形県東田川郡庄内町平岡地内

3. 工事概要

本工事の概要は、次のとおりである。

(1) 毒蛇排水路補修

ア 施工延長	L=210.000m
施工始点	測点 2-No. 34
施工終点	測点 2-No. 41
イ 主要工事内訳	
コンクリート増厚工	V=123m ³
仮設工	1 式

4. 工事数量

別紙－1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

毒蛇排水路補修の施工は非かんがい期（9月16日～3月10日）とする。

非かんがい期の施工でも降雨、融雪により施工場所が水没した場合等は、その状況を監督職員に報告し、対応を協議するものとする。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等69日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

3. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-11に規定している現場技術員を配置する。なお、氏名等は別に通知する。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は礫質土、砂質土及び粘性土を想定している。

2. 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

工 事 名	施 工 時 期
毒蛇排水路補修（その10）工事（予定）	令和8年9月～令和9年3月（予定）

3. 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(2) 隣接地への対策

本工事周辺では営農が行われているので、営農に支障が生じないように配慮し、道路、水路に近接して施工する場合は、既存施設に損害を与えないように十分注意して施工しなければならない。

また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないように、十分留意して施工するものとする。

なお、受注者の責によるトラブルが生じた場合は受注者の責任において処理しなければならない。

(3) 交通対策

ア 工事施工、資材搬入等で使用される道路等については、一般交通の通行に支障をきたさぬよう工事用車輛の運行には十分な注意を払わなければならない。また、工事用車輛は、工事区域内外の運行に際し、制限速度等を遵守しなければならない。

イ 工事用車輛は、主要資材の搬入搬出及び仮設材運搬時等において、車輛からの流出、飛散等を防止しなければならない。

ウ 工事用車輛の運行に伴い、一般道路等が損傷し、道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事を指示することがある。このため、頻繁に工事用車輛の運行が予想される工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならない。なお、受注者の責で道路を損傷した場合は現況復旧を行うこと。ただし、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

(4) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(5) 現場内への立ち入り制限等

安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。

4. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-37及び3-2-2に基づき

必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

5. 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1-1-45に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

第5章 指定仮設

1. 工事用道路等

(1) 工事用進入路

工事現場については、町道（庄内町平岡）から、既設農道を工事用進入路として使用する計画である。

なお、工事期間中は受注者の責任において維持管理を行わなければならない。また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 仮設盛土材

転回所及び工事用道路（B-4）における仮設盛土に使用する仮設盛土材（山砂）は庄内町資材置場及び酒田市資材置場からの搬入を計画している。なお、使用後の仮設盛土材（山砂）は庄内町資材置場に搬出するものとし、共通仕様書第1編1-1-22に基づき監督職員に報告するものとする。

(3) 敷鉄板

工事用進入路及び工事用道路、転回所に敷鉄板を計画している。なお、現場状況に応じて敷鉄板が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

2. 仮廻し水路工

(1) 毒蛇排水路補修の仮廻し水路工は大型土のうによる全川締切りを行い、高密度ポリエチレン管を使用して通水するものとする。

(2) 仮廻し水路工の施工に当たっては、施工前に機械の配置、敷設、撤去等について計画書を提出するものとする。なお、積算上の工種区分等については現場説明書のとおり計画しているが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

(3) 毒蛇排水路補修の仮廻し水路工の通水能力は $1.9\text{m}^3/\text{s}$ （2-N0.34～2-N0.41）としているが、締切り高を越える出水が発生するおそれがある場合は作業を中止するとともに、監督職員に報告し指示を受けるものとする。

(4) 仮廻し水路を越水した場合等は、排水路内の安全が確認できた段階で洗掘等の調査を実施し、調査結果を監督職員に報告し指示を受けるものとする。

(5) 工事着手時から排水路の水位観測を行い、記録を監督職員に提出するものとする。

なお、事前に水位観測位置を監督職員に提出するものとする。

現場の通水量が想定を大幅に超える場合は、監督職員と協議するものとする。

(6) 仮廻し水路に使用する高密度ポリエチレン管及び高密度ポリエチレン管継手は庄内町資材置場及び酒田市資材置場からの搬入を計画しているが、使用にあたって劣化が著しく使用不可と判断された場合は監督職員と協議する。なお、使用後の高密度ポリエチレン管、高密度ポリエチレン管継手、大型土のう中詰め材は、庄内町資材置場及び酒田資材置場に搬出するものとし、共通仕様書第1編1-1-22に基づき監督職員に報告するものとする。

3. 残土等資材置場

資材置場は次表のとおり、搬出する資材類は次表のとおりである。

場 所	搬出予定量	摘 要
山形県東田川郡庄内町余目字島ノ内 (庄内町資材置場)	13本	高密度ポリエチレン管 (ダブル管) (φ 1000、4m/本)
	11個	高密度ポリエチレン管 (ダブル管) 継手 (φ 1000)
	540m ³	仮設盛土材 (山砂)
山形県酒田市広野字井戸錆 (酒田市資材置場)	14本	高密度ポリエチレン管 (ダブル管) (φ 1000、4m/本)
	13個	高密度ポリエチレン管 (ダブル管) 継手 (φ 1000)
	66m ³	大型土のうち詰材
	300m ³	仮設盛土材 (山砂)

4. 建設発生土受入地

工事用道路 (B-3) の盛土材として使用する土砂は、建設発生土受入地からの搬入を計画しており、その名称、搬入予定量は次のとおりである。

場 所	搬入予定量	摘 要
山形県東田川郡庄内町堀野西砂子262 (庄内町建設発生土受入地)	210m ³	

5. 排水処理工

工事現場内における締切内の排水量は、次表のとおり想定している。

工種	排水区分	排水量	箇所数
コンクリート増厚工	常時排水	0～7m ³ /h	14 (1台/箇所)

6. 除雪工

工事現場内の積雪が10cm以上となり、除雪を行った場合は、除雪実施状況 (積雪深、除雪範囲及び除雪方法等) を監督職員に報告するものとする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保を予定している工事用地及び工事施工上必要な用地 (以下「工事用地等」という。) は、別図-1 に示すとおりである。

ただし、工事用地は協議により、変更する場合がある。

2. 工事用地等の使用及び返還

- (1) 発注者が確保している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会の上、範囲及び使用条件を確認しなければならない。
- (2) 工事用地等は、別紙-2 に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- (3) 工事用資材の一時仮置場は、発注者が確保している工事用地等内に土木用シートを敷設した後

に、使用するものとする。なお、使用後の土木用シートは、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

- (4) 工事用地等のうち農地の利用に当たっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。
- (5) 工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないよう十分注意するものとする。
- (6) 工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。
- (7) 工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員の確認を受けなければならない。

第7章 支給材料

1. 支給材料

支給する材料は、次のとおりとする。

ただし、高密度ポリエチレン管等の使用については、工事着手前に監督職員の立会のうえ確認するものとし、損傷等から使用することができない事が確認された場合は協議するものとする。

仮設盛土及び大型土の中詰土は、庄内町資材置場及び酒田市資材置場に仮置きしている材料を使用し、使用後は庄内町資材置場に仮置きするものとする。

品名	規格	単位	数量	備考
高密度ポリエチレン管	φ 1000 (ダブル管) (4m/本)	本	27	
高密度ポリエチレン管継手	φ 1000 (ダブル管) 用	個	24	
大型土の中詰材	中詰材 (RC-40)	m ³	66	
仮設盛土 (転回所)	山砂	m ³	840	ルーズ状態

2. 引渡し場所

引渡し場所は、山形県東田川郡庄内町余目字島ノ内地内 (庄内町資材置場) 及び山形県酒田市広野字井戸錆 (酒田市資材置場)。

なお、引渡し場所から本工事現場までの運搬は、受注者の責任において行うものとする。

3. 引渡し時期

監督職員と打合せのうえ決定するものとする。

第8章 工事用電力

本工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の責任において準備及び負担しなければならない。

第9章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。また、JIS規格品は、産業標準化法 (平成30年5月30日公布) に基づき国に登録された民間の第三者機関 (登録認証機関) により認証を受けた工場 (JISマーク表示認証工場) での製造品とする。

- (1) 砕石及び骨材等

再生クラッシャーランRC-40

(2) 鉄筋コンクリート用棒鋼

異形棒鋼 JIS G 3112 SD295

(3) コンクリート

JIS A 5308レディーミクストコンクリートとし、配合諸元は次表のとおりとする。

種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメン ト比 W/C(%)	セメント の種類に よる記号	使用目的
無筋コンクリート	18	15	20	65以下	BB	既設ブロック積水路 の増厚

(4) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合にはこれに従うものとし、工事看板や任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

2. 見本又は資料提出

主要材料及び監督職員が必要と認めた材料については、使用前に試験成績書・見本・カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。なお、その他の材料は、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材 料 名	提 出 物
コンクリート	配合報告書、試験成績書
鉄筋	ミルシート
溶接金網	カタログ
目地材	カタログ
土木シート	カタログ
大型土のう	カタログ
ブルーシート	カタログ
水抜きパイプ（フィルター付き）	カタログ
型枠用透水・はく離シート	カタログ
樹脂カプセル	カタログ
プライマー	カタログ

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。なお、これ以外の材料についても、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材 料 名	検査・試験項目	備 考
コンクリート	圧縮強度試験	50m ³ 毎に 1 回

4. 資材の調達地域等

次の資材は、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

資 材 名	規 格	調 達 地 域 等
コンクリート		酒田市
敷鉄板（仮設材）	t=22mm	酒田市

第10章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 境界標識等

本工事の施工に先立ち、境界標識等について事前に監督職員立ち会いのもと確認しなければならない。なお、境界標識等は工事施工中に移動又は紛失しないよう留意しなければならない。ただし、施工上支障になる場合は、監督職員と打合せの上、引照杭等を設け工事施工後に復元するものとする。

2 再生資源等の利用

(1) 建設資材廃棄物等の現場内利用

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を利用する場合、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。

3. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
プラスチック廃材	小野寺建設(株)	山形県鶴岡市大字西目字山田森28-1	8:30～16:30	再資源化施設業者

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

注) ■が該当部分である。

5. 土工

(1) 掘削

ア 掘削発生土は、埋戻及び盛土に流用するもの以外は庄内町建設発生土受入地へ搬出しなけれ

ばならない。

イ 掘削において、過掘となった場合は購入土を用いて(2)に準じて転圧を行い、埋戻さなければならない。

ウ 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。

エ 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又はそのおそれが認められる場合は、作業を中止して速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻

ア 埋戻一層の仕上り厚さが30cm程度になるようにまき出し、地山と同等程度に締固めなければならない。

イ 本工事における埋戻材料は、掘削発生土を使用することで考えているが、掘削発生土が埋戻材料として適さないと判断した場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 補修工

(1) 準備工

ア 施工に先立ち、水路内の底版上に堆積している汚泥やゴミ等をスコップ等により除去し、適切に処分するものとする。なお、処分費用については、実績により変更を行うため、数量等を監督職員に報告するものとする。

イ 湧水や降雨が水路背面から流入する場合は、止水又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。また、側壁面の施工に支障となる樹木や草、泥土等が背面盛土側に存在する場合は、その処理について監督職員と協議するものとする。

ウ 降雨や降雪対策、養生温度の確保、被覆材の飛散防止等のために必要と思われる場合は、適宜、ビニールシート等による養生を行うものとする。

(2) 洗浄工

洗浄機を用い既設ブロック積水路表面及び既設基礎コンクリートブロック表面の泥や藻、苔の付着及び剥離箇所等局所的な脆弱部を除去しなければならない。また、脆弱部を除去した殻については集積し適正な処理を行うものとする。

(3) 表面処理工（コンクリート増厚工）

ア 施工に当たっては、事前に差し筋の位置を示した割付図を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

イ 施工に当たっては、現況断面に併せて施工する。標準断面と異なる場合は、現況断面の寸法を確認し、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

ウ コンクリートの打込み後は、適切な方法により養生を行うものとする。

エ 伸縮目地は、既設目地と同間隔及び同位置で設けるものとする。

オ 型枠には型枠用透水・はく離シートを貼り付けて使用するものとする。

7. 水路付帯工

(1) 水抜き工

ア 施工に当たっては、事前に水抜き孔の位置を示した割付図を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

イ 水抜き孔は、硬質ポリ塩化ビニル管を1.5mに1箇所の割合で設置しなければならない。

ウ 水抜きパイプ全孔の設置記録（設置深さ）を監督職員に報告するものとする。

(2) コンクリート削孔工は既設裏込材に到達するまで削孔しなければならない。

8. その他

(1) 敷鉄板及び盛土撤去の際は、隣接する耕地に異物が混入しないよう十分注意して施工するものとする。なお、異物が混入した場合は、丁寧に除去するものとする。

- (2) 現道拡幅を行う区間の既設水路については、天端高さを工事前後に測定し、監督職員に報告するものとする。
- (3) 転回所の造成に当たり、道路、耕地、工事用道路の測量により盛土高に差が確認された場合は監督職員と協議するものとする。
- (4) 立木等により施工に支障が生じる場合については、監督職員と協議するものとする。

第11章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札説明書による。

2. 施工管理

本工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとし、同基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は次によらなければならない。

- (1) 直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。

ただし、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工 種	項目	管理基準値及び規格値	測定基準
コンクリート増厚工			
洗浄工	外観	表面に付着物がなく、劣化物のないコンクリートブロック面であること。	仮締切工の延長毎の割合で処理面を目視確認する。左右岸の側壁を確認する。
コンクリート増厚工	厚さ	基準値：+20mm、-13mm 規格値：-20mm	仮締切工の延長毎に1箇所割合で測定する。左右岸の側壁及び天端部の4点を測定する。
	法長	基準値：+30mm、-30mm 規格値：-50mm	仮締切工の延長毎に1箇所割合で測定する。左右岸の側壁の2点を測定する。
	外観	増厚面にむらがなく、剥がれ、浮き、ひび割れ等がないこと。	仮締切工の延長毎の割合で増厚面を目視確認する。左右岸の側壁及び天端部を確認する。
	面積	基準値：－ 規格値：施工面積≥設計面積	全施工面積について、断面が変化する毎に展開図又はその他の方法により測定（求積）し、確認する。
	厚さ	基準値：-13mm 規格値：-20mm	

- (2) 撮影記録による出来形管理は以下のとおりとする。

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
コンクリート増厚工		
洗浄工	仮締切工毎につき1箇所の割合で撮影する。左右岸を撮影する。	施工前後の表面の状況、施工状況、使用機械、洗浄圧力、不陸・凸凹の状況を撮影。
コンクリート増厚工	仮締切工毎につき1箇所の割合で撮影する。左右岸を撮影する。	施工状況、使用機械、スランプ計測状況、厚さ、法長、面積測定状況を撮影する。

3. 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」（URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf>」）によるものとする。

- (3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

4. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第12章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

なお、両者協議の上、軽微と認めた事項については、変更しないことがある。

1. 土質状況等により構造及び工法を変更した場合

2. 転石が出現した場合
3. 既設構造物との接続により、施工内容の変更が生じた場合
4. 排水方法の変更、排水量が著しく増減した場合及び排水処理が必要となった場合
5. 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現による変更が生じた場合
6. 土質状態により、建設発生土の処理等を追加する場合
7. 既設構造物表面状態により、表面被覆、断面修復、ひび割れ補修等が必要となった場合
8. 基礎コンクリート地盤の簡易支持力試験が必要となった場合
9. 補修範囲及び数量に変更が生じた場合
10. 施工上新たな工種の追加が必要となった場合
11. 交通対策等が必要となった場合
12. 除雪量に変更が生じた場合
13. 水抜き工に変更が生じた場合
14. 仮締切工の工法を変更した場合
15. 仮設用地（転回所）に変更が生じた場合
16. 騒音・振動調査が必要となった場合
17. 現況護岸高等により構造を変更した場合
18. 既設道路、工事用道路の使用状況により敷鉄板の配置に変更が生じた場合
19. 既設道路、工事用道路の使用状況により道路補修が必要となった場合
20. 庄内町資材置場又は庄内町建設発生土受入地に敷鉄板による養生等が必要となった場合
21. 建設資材廃棄物の追加又は処理量が増減となった場合
22. 立木伐採が必要となった場合。
23. 監督職員が設計変更に必要な調査、測量、設計及び図面作成等を指示した場合
24. 遠隔確認を行う場合
25. 歩掛調査、間接工事費等諸経費動向調査等を追加する場合
26. 第三者との協議により変更が生じた場合
27. その他両者協議の上、必要と認めた場合
28. 公表している土地改良事業等請負工事予定価格積算に用いる資材価格（一般的に使用される建設資材の積算単価）及び当該工事の予定価格積算に用いる資材価格（当該工事のみに使用される建設資材の積算単価）について、購入時の資材価格と乖離が生じていることが確認された場合
29. 公表している土地改良事業等標準歩掛等（予定価格積算等に用いている歩掛）について、作業時の歩掛と乖離が生じていることが確認された場合

第13章 その他

1. 契約後VE提案

(1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE提案の意義及び範囲

ア VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。

(ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

(ウ)競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を越えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE提案書の提出

ア 受注者は、(2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書様式6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(ア)設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由

(イ)VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(ウ)VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(エ)発注者が別途発注する関連工事との関係

(オ)工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項

(カ)その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

イ 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

ウ 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

エ VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE提案の適否等

ア 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6－5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

イ また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

ウ VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

エ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

オ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

カ オの変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。

キ VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合のカのVE管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE提案書の使用

発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R） 正副2部
- ・ 工事完成図書の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

3. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

4. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」のうち下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

5. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

6. 部分払について

本工事の部分払いは、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別紙－3「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

7. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

- (1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）
工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。
- (2) 工事円滑化会議（工程確認会議）
工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。
- (3) 設計変更確認会議
工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。な

お、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行なう対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記 7. (1)、(2)、(3) 及び (4) の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

8. 週休 2 日による履行実績取組証明書の発行

(1) 本工事は、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

(2) 「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間※注のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。（注）余裕期間については、余裕期間設定工事の場合に記載する。

② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施方法は、次によるものとする。受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。

(4) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日／28 日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

9. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

ア 内容

受注者は、現場に以下の(ア)～(サ)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、(シ)～(チ)については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (ア) 洋式（洋風）便器
- (イ) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (ウ) 臭い逆流防止機能
- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (オ) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- (ス) 擬音装置（機能を含む）
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

イ 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記アの内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(ア)～(カ)及び【付属品として備えるもの】(キ)～(チ)の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

ウ 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

10. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計4つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 昇降設備の充実 イ 環境負荷の低減 ウ ICT設備の充実 エ 作業負荷の低減

営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） エ 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設の充実 イ 盗難防止対策（警報器等） ウ 健康関連施設の充実 エ 野生生物・害虫対策等
地域連携	ア 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） イ 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ウ 社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費を含む） エ 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

(3) 現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。受注者は熱中症又は防寒対策として必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について監督職員と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。

(4) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

11. CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

12. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を

用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※ 補正係数：1.2

13. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。

(2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

14. 1日未満で完了する作業の積算

(1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

(3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。

(4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

(5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

15. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている197日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確認していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和9年3月10日（工事完了期限日）まで

16. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林

漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評価別紙 7 に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大 7.5 点を加点評価する。ただし、工事成績評価の合計は 100 点を超えないものとする。

[事業（務）所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。

(7.5 点)

☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。(5 点)

☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。(2.5 点)

第14章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙－１

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
１．土工				
（１）掘削工				
掘削補助機械搬入搬出		回	14.00	
土砂掘削	土砂	m ³	79	
（２）作業土工	土羽（Ⅳ型水路）			
埋戻	粘性土（B＜0.5m）	式	1	
法面整形		m ²	440	
２．補修工				
（１）高压洗浄工	（Ⅳ型水路）			
洗浄工	表面処理工（コンクリート増厚工）7.8MPa	m ²	723	
（２）表面処理工	コンクリート増厚工（Ⅳ型水路）			
目地板	目地板（コゑん発泡体） t=10mm	m ²	12	
コンクリート	18-15-20_BB_W/C≦65%	m ³	43	
コンクリート	18-15-20_BB_W/C≦65%_冬季割増	m ³	80	
型枠	無筋コンクリート	式	1	
型枠用遮水・剥離シート	３回転用	m ²	258	
鉄筋	SD295_D13_L=170mm_差し筋	ton	0.126	
コンクリート削孔（電動ハンマドリル）	削孔長_L=100mm	孔	756	
溶接金網設置工	φ6 150×150	m ²	949	
鉄筋	SD295_D10	ton	0.504	
３．水路付帯工				
（１）水抜き工	（Ⅳ型水路）			
水抜きパイプ	VUφ507_フィルター付き	箇所	294	
コンクリート削孔（穿孔機）	削孔長_L=400mm	孔	294	
４．耕地復旧工				

別紙ー1

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)水田復旧工				
表土掘削・埋戻	耕地復旧	m ²	1,166.00	
畦畔復旧		m	63	
5. 仮設工				
(1)仮設道路工				
安定シート	土木シート敷設撤去、転回所	m ²	1,657	
積込 (ルーズ)	資材置場→転回所	m ³	840	
積込 (ルーズ)	工事用道路、転回所→資材置場	m ³	760	
土砂等運搬	資材置場→転回所 (庄内町資材置場)	m ³	760	
土砂等運搬	転回所→庄内町資材置場	m ³	760	
整地	転回所→庄内町資材置場	m ³	760	
路体 (築堤) 盛土・埋戻	転回所造成	m ³	760	
法面整形	盛土部、山砂、工事用道路	m ²	560	
敷鉄板	設置～賃料～撤去、t22、工事用道路 (IV型水路)	m ²	640	
敷鉄板	設置～賃料～撤去、t22、転回所No. 35	m ²	897	
敷鉄板	設置～賃料～撤去、t22、隅切り部No. 41	m ²	32	
敷鉄板	設置～賃料～撤去、t22、工事用進入路	m ²	1,372	
工事用道路	(B-3タイプ)	m	158.000	
工事用道路	(B-4タイプ)	m	52.000	
(2)排水処理工				
排水ポンプ (仮設)	0以上7m3未満、常時排水	箇所	14	
(3)仮廻し水路工	(IV型水路)			
土のう	仕拵え～設置～撤去	m ³	5.2	
土のう	土のう設置、撤去	m ³	73	
シート類敷設、撤去	購入材、フルシート#3000	m ²	306	

別紙ー1

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
シート類敷設、撤去	転用材、ブルーシート#3000	m ²	1,428	
大型土のう	製作 搬入 耐候性大型土のう袋	袋	66	
大型土のう	設置～撤去 耐候性大型土のう袋	袋	308	
高密度ポリエチレン管設置	φ1000 (ダブル管)	m	504	
(4)除雪工				
除雪工	機械除雪 (工事用道路)	m ³	1,426	
除雪工	機械除雪 (ヤード)	m ³	302	
除雪工	人力除雪 (構造物周辺)	m ³	139	
(5)雪寒仮囲い工	(IV型水路)			
雪寒仮囲い	設置、撤去	m ²	2,006	
(6)廃プラスチック処分				
廃プラスチック処分	土木シート	m ³	1.8	
廃プラスチック処分	ブルーシート	m ³	0.4	
官貸額 (直工)				
1. 官貸額				
(1)仮設工				
高密度ポリエチレン管 (官貸品)	φ1000mm (ダブル構造)、 損耗費6ヶ月未満	式	1.000	
2. その他				
(1)運搬費				
共通仮設 (積上げ)				
運搬費				
仮設材輸送	敷鉄板、工事用道路	ton	110.70	
仮設材輸送	敷鉄板、転回所	ton	154.00	
仮設材輸送	敷鉄板、工事用進入路	ton	237.40	
仮設材輸送	高密度ポリエチレン管 (庄内町 資材置場)	ton	2.30	

別紙ー1

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
仮設材輸送	高密度ポリエチレン管（酒田市資材置場）	ton	2.40	

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の請負者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

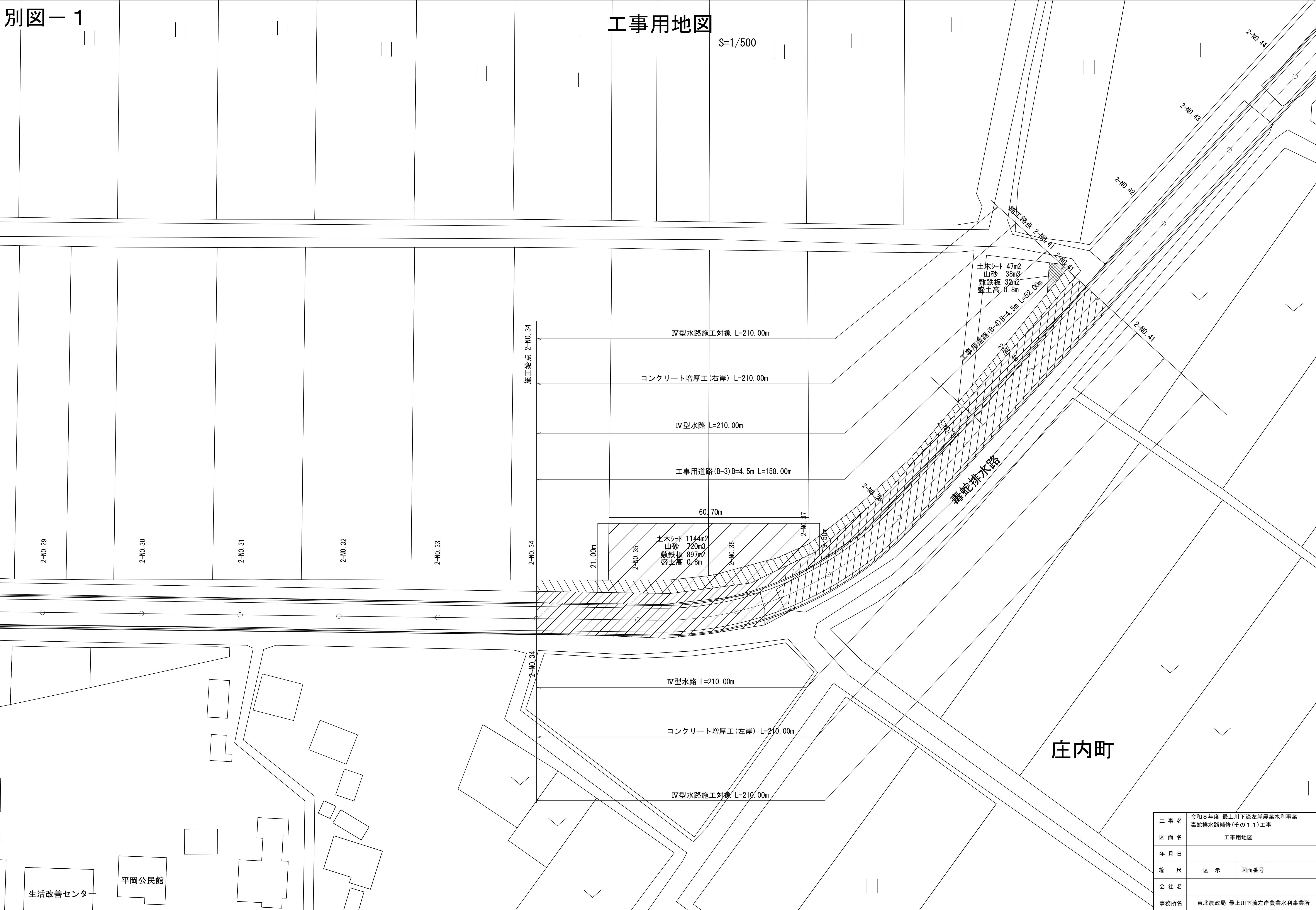
記

- （１）仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。
ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- （２）仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の請負者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- （３）仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- （４）仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- （５）仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。
特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。
また、農地の場合にあつては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、請負者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。



別図－ 1

工事用地図

S=1/500

工 事 名	令和8年度 最上川下流左岸農業水利事業 毒蛇排水路補修(その11)工事		
図 面 名	工事用地図		
年 月 日			
縮 尺	図 示	図面番号	
会 社 名			
事務所名	東北農政局 最上川下流左岸農業水利事業所		

出来高部分払方式実施要領

1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）別表1（第3条関係）に規定する建設工事契約に係る業種別区分表1、13、14、17及び24に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が180日を超えるものに係るものとする。

3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

4 入札・契約

(1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

① 公告等への記載

以下に該当するものに、 内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合 ：入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合：公募に係る掲示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合：送付資料

（記載例）

（○）本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の 内の文を記載するものとする。

（記載例）

第○条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

(2) 部分払の回数

- ① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能なように、工事請負契約書第38条に必要事項を記入するものとする。なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。
- ② 工事請負契約書第38条第1項の部分払請求の上限回数について
部分払請求の上限回数＝工期／90（端数は切捨てとする。）
- ③ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第42条第3項の部分払請求の上限回数について
各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数は切捨てとする。）
ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第35条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第41条によるものとする。

(2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

（前金払）

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。

5 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工

事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項から第6項までの規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

※ 国債に係る契約の場合、第41条第1項文末に下記条文を追加する。

「また、第35条第5項の（ ）内の「工期270日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

（保証契約の変更）

- 第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとする。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

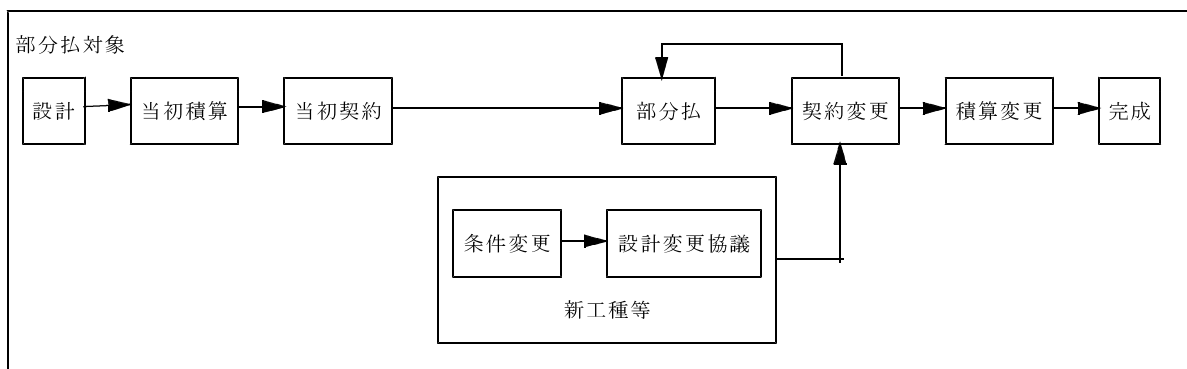
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1～4を参考として実施するものとする。

6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第38条第1項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の「」内の文を記載するものとする。

（記載例）

（○）一次下請業者への支払いについて

一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

9 検査

(1) 検査職員

検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査（既済部分、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

(2) 検査の実施

① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について（平成10年12月11日付け10経第1984号大臣官房経理課長通知）等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等には、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要がある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

附 則

本要領は、平成 21 年 4 月 1 日以降手続を開始する契約から適用する。

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

前 払 金 請 求 書

¥

ただし、令和○年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第35条第4項及び第6項の規定に基づき受領いたします。

※ 別紙2は2割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙3については、本工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であること又は工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）していることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受理した後、直ちに発注者に提出すること。

※ 前払金請求書（全体請求書40%以内）は契約原本として保管。別紙2及び3は、支払に使用。

※ 前払金保証書は1回作成する。（2回作成する必要はない。）

別紙 2 （ 4 割以内の前払金請求書とともに提出）

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 （ I ）

¥ （工事請負契約書第35条第 4 項の請求金額）

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口座名義			

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 （Ⅱ）

¥ （工事請負契約書第35条第 6 項の請求金額）

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

- 1．請 負 代 金 額 ¥
- 2．前 払 金 請 求 額 ¥
- 3．受領済前払金額 ¥
- 4．未受領前払金額 ¥

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

令和 年 月 日

契約担当官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

出 来 高
工 事 期 間
認 定 請 求 書

1. 工 事 名 令和○年度 ○○○○○工事
2. 工 事 場 所
3. 請負代金額 ￥
4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第35条第5項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

（注意）出来高認定資料（出来高報告書、履行報告書等）を添付すること。（請負代金額の10分の2以上の場合）

工事工程表を添付すること。（工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）の場合）

.....

認 定 通 知 書

上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

受注者 殿

（契約担当官等の官職氏名）

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

実績変更対象経費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舍、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要する地代 及びこれらの建物を建築す る代わりに貸しビル、マンシ ョン、民家等を長期借上げす る場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に 宿泊する場合に要する費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で 日々当該現場に送迎輸送(水 上輸送を含む)をするために 要する費用(運転手賃金、車 両損料、燃料費等含む)	
	小 計			
	現場管理 費	労務管理 費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当
賃金以外 の食事、 通勤等に 要する費 用			労働者の食事補助、交通費の 支給	
小 計				
合 計				

実績変更対象経費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通 仮設 費	営 繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者 送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小 計					
現場 管理 費	労 務 管 理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						

令和 8 年度

最上川下流左岸農業水利事業

毒蛇排水路補修（その11）工事

図面目録

(1/1)

図 面 番 号	図 面 名 称	枚数	備考
1	位置図	1	
2	計画平面図	1	
3	計画構造図	1	
4	仮設計画図	1	
5	工事用進入路図	1	
計		5	